

VI-1. 学校法人明浄学院役員報酬規程

学校法人明浄学院役員報酬規程

(H. 11. 10. 16改正、H. 17. 12. 17一部改正、R. 2. 8. 1一部改正)

第 1 条 寄附行為第 5 条に定める役員の報酬の額並びに支給方法は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 役員が、本学院の職員であるときは、この規程を適用しない。

第 3 条 役員の報酬の総額の上限は別表のとおりとし、各役員の月額報酬は理事会にてこれを決する。

第 4 条 報酬は、就任した当月分から任期満了、辞任、解任又は死亡により退任した当月分まで毎月支給する。但し、月の中途での就任及び退任については、当該月につき日割計算で得た額とする。

第 5 条 役員が公務のため旅行したときは、明浄学院旅費規程により旅費を支給する。

第 6 条 報酬の支給方法は、大阪観光大学職員給与規程による。

附 則

この規程は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係) 平成21年10月から

区 分	報酬年額上限
理事計	30,000千円
監事計	2,500